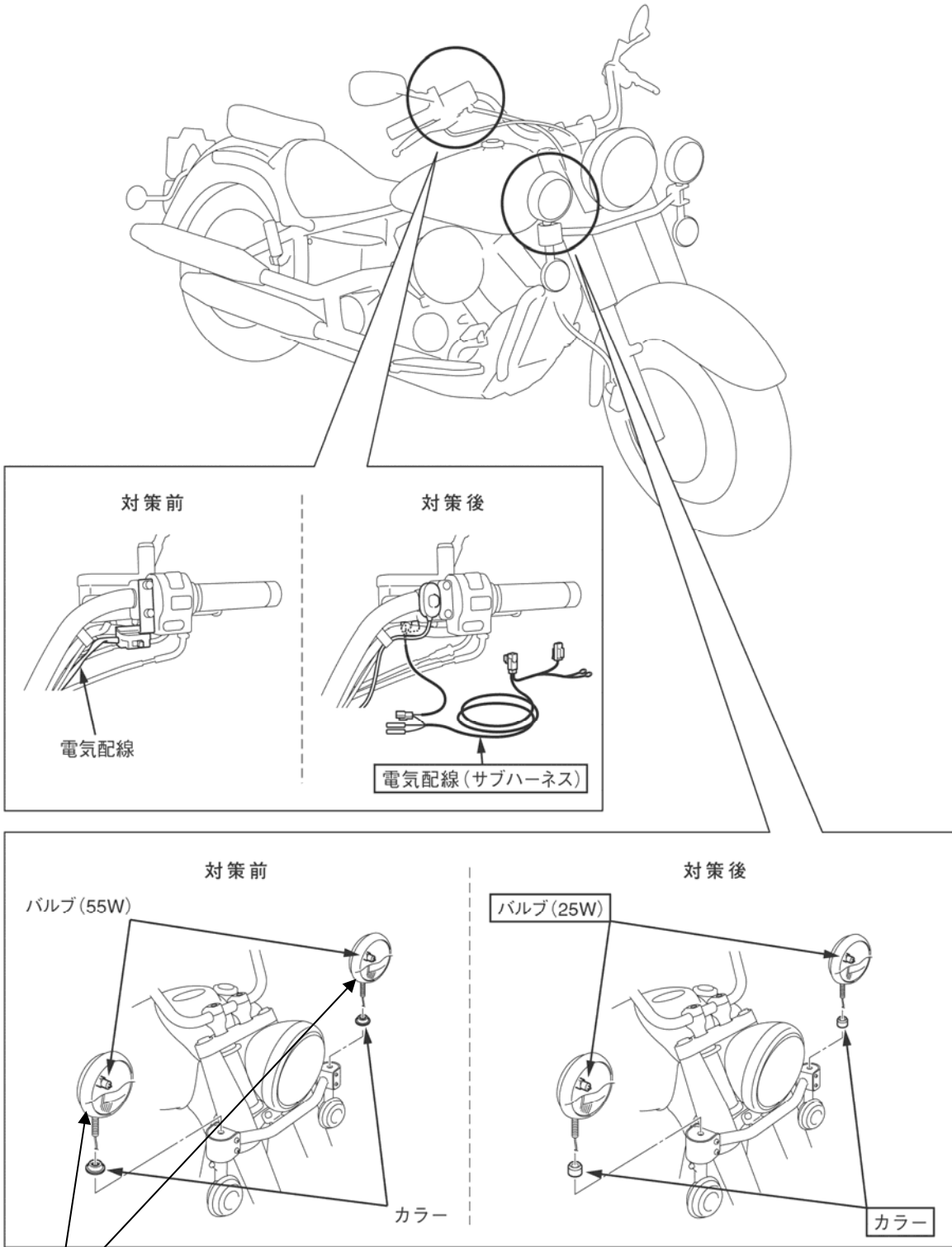


改善箇所説明図



不 具 合 発 生 箇 所

後付け部品として販売した前部雾灯（パッシングランプセット）を平成18年1月1日以降に製作された車両に装着した場合において、すれ違い用前照灯点灯時に当該パッシングランプを点灯することができないことから、道路運送車両の保安基準に抵触する。

改善の内容：当該パッシングランプを装着した車両の製作年月日を確認し、平成18年1月1日以降に製作された車両に装着されたものは以下の対策を行う。

- ①点灯スイッチ付き電気配線（サブハーネス）を対策品と交換する。
- ②低容量バルブ（25w）に変更する。
- ③当該ランプ取付部のカラーを対策品に変更するとともに光軸調整を行う。

注： は、交換部品を示す。

【参考】

パッシングランプを装着した場合において自主改善対策が必要になる車両の範囲

車両の通称名	対象の車台番号の範囲及び 製作（輸入）期間
XVS400C ドラッグスタークラシック (型式：EBL-VH01J)	VH01J-019714 ～ VH01J-028224 平成 18 年 2 月 2 日 ～ 平成 20 年 8 月 25 日
XVS400C ドラッグスタークラシック (型式：EBL-VH02J)	VH02J-000022 ～ 平成 21 年 10 月 13 日 ～
XVS1100A ドラッグスタークラシック (BC-VP13J)	VP13J-006409 ～ VP13J-010467 平成 18 年 1 月 7 日 ～ 平成 20 年 8 月 26 日
XV1600（輸入車） XV1700（輸入車）	平成 18 年 1 月 1 日以降に製作（輸入）された車両

※上記車台番号の範囲（輸入車にあつては製作（輸入）期間）に該当する車両に、パッシングランプセットを装着されている場合は、株式会社ワイズギアパッシングランプ自主改善専用お客様相談窓口（フリーダイヤル 0120-819-049）までご連絡をお願いします。